



3年生掲示板に登場した「修学旅行まで〇〇日」。(9月21日)

以前勤めていた学校は国道6号線の近くにありました。生徒の登校を見守っていると、車やトラックの多さや速度の速さに驚きました。その風圧に怖さを感じ後ずさりしたほどです。

先日、車を運転していてヒヤッとしたことが。渋滞している対向車線の間から自転車が飛び出し、走行中の私の車の直前を横切っていました。運転するその高校生は、一本道に行くがごとく前を向いて悠然と進んでいきます…。

歩行者と運転者のどちらの立場から見ても、事故リスクの高さを感じる交通環境です。

昨日から「秋の全国交通安全運動」が始まりました。①歩行者(子供や高齢者など)の安全確保 ②夕暮れ時と夜間の事故防止 ③自転車の安全確保と交通ルールの遵守 ④飲酒運転などの悪質運転の根絶などが重点とされています。

曇天の日などには、生徒が下校する頃には薄暗くなっています。これからは日を追う毎に日没時間が早まっていきます。「秋」の運動を機に、再度、生徒や私たち大人が自分自身を振り返り、交通安全意識を高めていく必要があります。

交通安全に春秋の別はありません。1年です。

秋の全国交通安全運動

自転車の乗り方に注意！

シルバーウィークの後半を迎えます。休日などに自転車を利用する人もいるでしょう。乗り慣れている自転車ですが、もう一度正しい乗り方を確認し、安全運転を心がけましょう。



自転車は便利な乗り物です。しかし、運転中の不注意によって大けがをしたり、相手に取り返しのつかないけがを負わせてしまうこともあります。ここでは、分かっているようで詳しくは知らない自転車に乗るときの6つのルールについて再確認します。

ルール1 自転車は車道が原則

- 道路交通法では自転車は軽車両。原則として車道を通行しなければいけない。歩道は例外。
- 自転車道があるところは、自転車道を通行する。

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

ルール2 車道は左側を通行

- 自転車は、道路の左側に寄って通行しなければならない。

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

ルール3 歩道では歩行者優先

- 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならない。
- 歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止をするか、自転車を押す。

罰則 2万円以下の罰金または料

ルール4 安全ルールを守って

- 二人乗りは原則禁止。
罰則 2万円以下の罰金または料
- 並進は禁止。
罰則 2万円以下の罰金または料
- 夜間のライト点灯
罰則 5万円以下の罰金
- 信号遵守、一時停止と安全確認。
罰則 5万円以下の罰金など

ルール5 ながら運転は危険

- 携帯電話やスマホを使用しながらの運転はわき見運転と同じで大変危険。
- イヤホンを使用しながらの運転や片手運転は、周囲への注意が不十分になったり、運転が不安定になるので危険。

ルール6 ヘルメット着用

- 被害軽減のためヘルメットの着用に努める。

お知らせ

第3回進路希望調査 お願いします。(～9/30㊟)

先週末(9/17)に第3回目の進路希望調査を配付しました。お子さんと話し合いを進め、志望校をお知らせください。よろしくお願いします。



【学年目標】 ■自ら判断し行動し下級生の模範となる生徒 ■自ら学びに取り組む生徒
■お互いの良さを認め、思いやる気持ちを持てる生徒

いわき市立好間中学校 郵便番号 970-1143 福島県いわき市好間町小谷作字竹ノ内1-1
電話番号 0246(36)2204 FAX 0246(36)2338